



14歳になるということ ～非行防止教室より～

7月8日、香川県警生活安全部人身安全・少年課の方をお迎えして、2年生を対象に「非行防止教室」が行われました。「薬物乱用」「SNS等ネット利用」「闇バイト」についてお話してくださいました。

薬物は身近なところで蔓延しており、「初めて出合ったときにどうするか」が、その後の人生を大きく左右すること、ネット上での悪口の書き込みは、相手がいやな思いをしたら犯罪となり、たとえ匿名でも必ず身元がばれてしまうこと、闇バイトは、約6割が知人からの紹介であり、その知人は本当に信用できる人なのかどうかを見極めることが重要であること、などを教えてくれました。

「少年法」では、14歳の少年が事件を起こした場合、具体的な扱いや手続きは以下のように定められています。（検察庁HPより一部抜粋）

- ・ **刑事責任能力の有無**：少年法上、14歳以上は刑事責任能力があるとみなされるため、逮捕や勾留などの刑事手続きの対象になります。
- ・ **家庭裁判所への送致**：警察や検察の捜査を経て事件は原則として家庭裁判所へ送られます。

14歳は、自分で責任を取ることが求められます。未成年だからと言って、保護者が代わりに警察に捕まるわけにはいきません。「そのとき、自分はなにをしなければならないのか」を、正しく判断・行動する力が必要です。また、困ったときは「まず相談」。一人で抱えずに周りの大人に相談して、間違った選択をしないよう、後悔のない正しい道を進んでいきましょう。



「読み聞かせ」をしていただきました



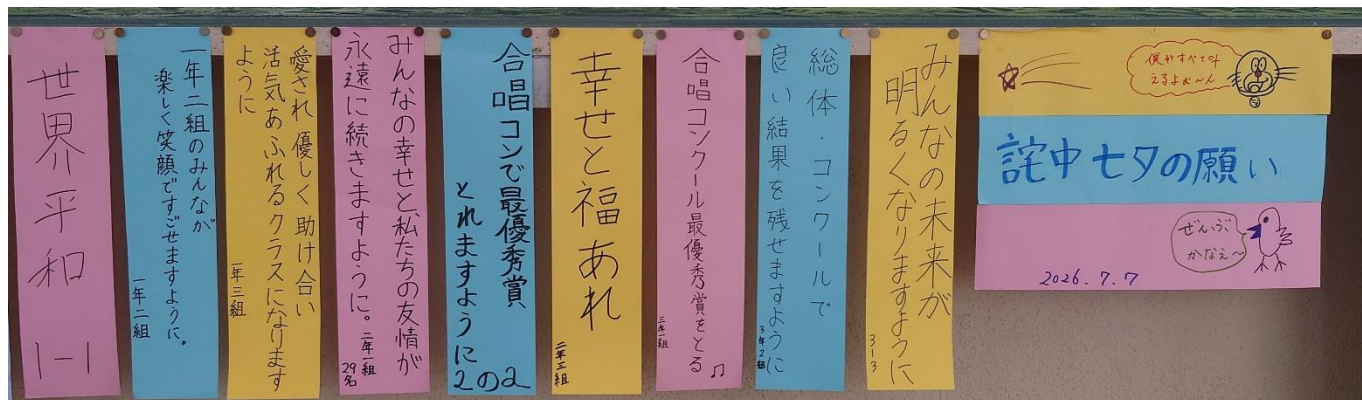
あなたは「読書」が好きですか？ 昨年度の全国学力・学習状況調査では、詫間中学校の生徒は、56.5%が読書を「好き」「どちらかといえば好き」と答えています。読書は自分が興味のある本を手にとるのが通常ですが、この「読み聞かせ」は、今のみなさんにピッタリだと思う本を選んで読んで聞かせてくれます。自分では選ばないような本に出会える、絶好の機会です。この思いがけない本との出会いをきっかけに、もっと自分の世界を広げてみませんか？

オープンスクール週間 6/29～7/10

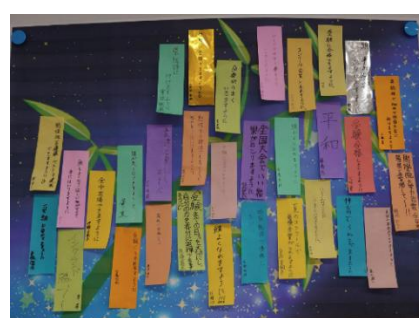
2週間にわたるオープンスクール週間に、お忙しい中、のべ35人の保護者の方にご参観いただきました。授業だけでなく、休み時間や給食時間など、ふだんの生徒たちの様子を見ていただくことができ、生徒たちも大変励みになっていました。誠にありがとうございました。

星に願いを ～七夕によせて～

生徒会発案で、各クラスから七夕の願いを書いてもらいました。どのクラスもすてきな願いですね。
また、各学年団では、さまざまな七夕飾りと短冊が飾られています。みなさんの願いが叶いますように…



【3年団】 各クラスの飾り



【2年団】 天井から天の川



【1年団】

まるで手をつないでいるよう

